

令和6年4月

## 法人格のない団体のお客様へのお願い

JAバンク静岡では、犯罪収益移転防止法等に基づいた「貯金口座の厳格な管理」および農水産業協同組合貯金保険法による「口座名義や代表者データの平時からの整理」が義務づけられていることにより、口座開設を希望される「法人格のない団体のお客様」に以下の内容を確認させていただきます。

お客様にはご不便・お手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. ご持参いただく書類

- ・原則として団体の規約、定款または総会議事録等
- ・代表者の公的な本人確認書類の原本
- ・取引担当者の公的な本人確認書類の原本（代表者と異なる場合）
- ・設立年月日がわかる書類（規約に記載がない場合）
- ・会員名簿等（任意団体の場合のみ。会員全員の住所・氏名の記載があるもの）

### 2. 事業・活動内容およびお取引の目的について

団体の具体的な活動内容やお取引の目的等につきましては、窓口等で担当者が確認させていただきます。

### 3. ご留意事項

- ・口座名義

原則として、規約等に記載の「団体名・代表資格の肩書付きの個人名」とさせていただきます。

- ・代表者の確認

定款または議事録等に記載の団体代表者の方を貯金口座の代表者とさせていただきます。

※ご不明点は、JA窓口へお尋ねください。